

第6章 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

第1節 自然環境等の現状

1 世界の生物多様性の状況

地球上には、様々な生態系が存在し、これらの生態系に支えられた多様な生物が存在しています。全世界の既知の総種数は約175万種で、このうち、哺乳類は約6,000種、鳥類は約9,000種、昆虫は約95万種、維管束植物は約27万種となっています。まだ知られていない生物も含めた地球上の総種数は大体500万～3,000万種の間という説が多いようです。

生物の進化の過程で多様化した生物の種の中には、人間活動によって絶滅の危機に瀕しているものがあり、既知の哺乳類、鳥類、両生類の種のおよそ10～30%に絶滅のおそれがあるとされています。

生物が減少する原因としては、森林の減少、**外来種**による生態系の喪失やかく乱、生物資源の過剰な利用などが挙げられます。例えば、世界の陸

地面積の約3割を占める森林は、**国連食糧農業機関（FAO）**の世界森林資源評価によると、依然として熱帯林を中心に森林減少が続いています（年間約1,290万ha）。また、地球の表面の約70%を占める海洋では、**ミレニアム生態系評価**によると、生物多様性が豊かな沿岸域の生態系は人的活動により大きな影響を受け、**藻場**や**サンゴ**の減少を招いており、20世紀末の数十年間で、世界のサンゴ礁の約20%が失われ、さらに20%が劣化しています。また、世界における水産物の需要は伸びている一方、海の水産資源の4分の1の魚種は、乱獲により著しく枯渇していると考えられています。特に食物連鎖の上位に位置する魚（マグロ、タラなど魚食の大型魚）の漁獲量が減少しており、海洋の生物多様性の低下が指摘されています。

2 地球温暖化による生物多様性の危機

IPCC第4次評価報告書において、今世紀末の地球の平均気温の上昇は、約1.8～4.0℃にもなると予測されています。

生物多様性は、気候変動に対して特に脆弱であり、同報告書によると、全球平均気温の上昇が1.5～2.5℃を超えた場合、これまでに評価対象となった動植物種の約20～30%は絶滅リスクが高まる可能性が高く、4℃以上の上昇に達した場合は、地球規模での重大な（40%以上の種の）絶滅につながると予測されています。

環境の変化をそれぞれの生きものが許容できない場合、「その場所で進化することによる適応」、「生息できる場所への移動」のいずれかで対応ができなければ、「絶滅」することになります。地球温暖化が進行した場合に、生物や生態系にどのような影響が生じるかの予測は科学的知見の蓄積が十分ではありませんが、島嶼、沿岸、亜高山・高山地帯など環境の変化に対して弱い地域を中心に、我が国の生物多様性にも深刻な影響が生じることは避けられないと考えられています。

3 日本の生物多様性の状況

我が国の既知の生物種数は9万種以上、分類されていないものも含めると30万種を超えると推定されており、約3,800万haという狭い国土面積（陸域）にもかかわらず、豊かな生物相を有しています。また、固有種の比率が高いことも特徴で、

陸棲哺乳類、維管束植物の約4割、爬虫類の約6割、両生類の約8割が固有種です。先進国で唯一野生のサルが生息していることを始め、クマやシカなど数多くの中・大型野生動物が生息する豊かな自然環境を有しています。

このような生物相の特徴は、国土が南北に長さ約3,000kmにわたって位置し、季節風の影響によるはっきりした四季の変化、海岸から山岳までの標高差や数千の島嶼を有する国土、大陸との接続・分断という地史的過程などに由来するほか、火山の噴火や急峻な河川の氾濫、台風など様々なく乱によって、多様な生息・生育環境が作りだされてきたことによるものです。

海洋についても、黒潮、親潮、対馬暖流などの海流と列島が南北に長く広がっていることがあいまって、多様な環境が形成されています。沿岸域

4 世界とつながる日本の生物多様性

大陸との接続・分断の歴史が、氷河期の遺存種など日本特有の生物相を形成してきました。また、渡り鳥やウミガメ、海の哺乳類の一部など野生動物はアジアを中心とする環太平洋諸国の国々から国境を越えて日本にやってきており、我が国の生物多様性は、アジア地域とのつながりが特に大きいといえます。

日本で見られる代表的な冬鳥であるマガン、オオハクチョウなどの多くは夏の間シベリアで繁殖し、寒い冬を日本などで過ごします。日本にやってくる夏鳥たちは、我が国の生息地の保全とともに、アジアの国々の越冬地が保全されていなければ生きていけません。日本で孵化したアカウミガ

でも、地球の4分の3周に相当する約35,000kmの長く複雑な海岸線や豊かな生物相を持つ干潟・藻場・サンゴ礁など多様な生態系が見られます。このため、日本近海は同緯度の地中海や北米西岸に比べ海水魚の種数が多いのが特徴です。日本近海には、世界に生息する112種の高緯度哺乳類のうち50種（クジラ・イルカ類40種、アザラシ・アシカ類8種、ラッコ、ジュゴン）、世界の約15,000種といわれる海水魚のうち約25%に当たる約3,700種が生息するなど、豊かな種の多様性があります。

メは、北アメリカ沿岸まで回遊して大きく成長し、また日本に戻って産卵を行っていますし、我が国の食文化にとって馴染みの深い日本などの河川に遡上するウナギも、北太平洋のマリアナ諸島沖で孵化していることが分かってきました。また、日本で孵化したサケがベーリング海などを回遊したり、日本で繁殖しているザトウクジラが北アメリカ沿岸を餌場としているなど、多くの回遊魚や海棲哺乳類が国境とは関係なく広い範囲の海を利用しています。これらの国境を越えて移動する動物を保全するためには、我が国における取組だけでなく、各国と協力した取組が必要です。

5 自然環境調査による現状把握

我が国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する**自然環境保全基礎調査**（緑の国勢調査。以下「基礎調査」という。）や、様々な生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する**重要生態系監視地域モニタリング推進事業**（以下「モニタリングサイト1000」という。）等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。

例えば、豊かな生物多様性を有するものの、近年、地球規模の気候変動による高水温、陸域からの表土流出、オニヒトデ等による悪影響が懸念されているサンゴ礁の生態系の概況は以下のとおりです。

2007年（平成19年）7月、沖縄県八重山地域では海水温が上昇し、大規模な造礁サンゴ類の白化

現象が観察されました。石垣島周辺から西表島の間広がる石西礁湖海域において、8月の調査で観察された白化現象は、1998年に世界規模で起こった白化現象に劣らない大規模なものでした。現在、白化による死亡率を調査し、2007年の被害状況を分析中です。また、造礁サンゴ類の群体の一部が徐々に壊死し、やがて全体が死滅してしまうホワイトシンドロームという病気が、沖縄県内各地で観察されています。石西礁湖では2003年（平成15年）頃から目立ち始め、その後急速に増加しています。2007年には奄美群島でも観察されており、沖縄県以外での今後の流行が懸念されます。オニヒトデについては、宮古島・八重干瀬では平成17年度に大発生があり、石垣島と西表島の間位置する石西礁湖でも増加傾向で、今後のサンゴ礁生態系の劣化が懸念されます。

6 野生生物種の現状

絶滅のおそれのある野生生物の種を「哺乳類」「鳥類」等の分類群ごとに取りまとめたレッドリストでは、種の絶滅のおそれの高い順に「絶滅危惧IA類」、「絶滅危惧IB類」、「絶滅危惧II類」、「準絶滅危惧」の категорияに分類しています(表6-1-1)。このリストについて、平成14年度より第2次見直しのための検討を行い、平成19年8月までに、全10分類群の新たなレッドリストを作成し、公表しました。その結果、絶滅のおそれのある種は3,155種となり、日本に生息・生育する爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類の3割強、哺

乳類、維管束植物の2割強、鳥類の1割強に当たる種が、絶滅のおそれのある種に分類されています。

また、下北半島や西中国地域のツキノワグマ等のように生息地の分断などにより地域的に絶滅のおそれがある種もいる一方で、ニホンザル、ニホンジカやイノシシ等のように地域的に増加又は分布域を拡大して、農林業被害など人とのあつれきや自然生態系のかく乱を起こしている種もいます。

表6-1-1 我が国における絶滅のおそれのある野生生物の種数
(環境省版レッドリスト掲載種数表)

(平成19年11月現在)

分類群	評価対象種数	絶滅	野生絶滅	絶滅のおそれのある種			準絶滅危惧	情報不足	絶滅のおそれのある地域個体群	掲載種数合計
				絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類				
				I A類	I B類					
動物	哺乳類	約180	4	0	42		18	9	19	92
				35	7					
				15	20					
	鳥類	約700	13	1	92		18	17	2	143
				53	39					
				21	32					
	爬虫類	98	0	0	31		17	5	3	56
				13	18					
				3	10					
両生類	65	0	0	21		14	1	0	36	
			10	11						
			1	9						
汽水・淡水魚類	約400	4	0	144		26	39	17	230	
			109	35						
			61	48						
昆虫類	約30,000	3	0	239		200	122	2	566	
			110	129						
貝類	約1,100	22	0	377		275	73	7	754	
			163	214						
クモ類・甲殻類等	約4,200	0	1	56		40	39	0	136	
			17	39						
動物小計		46	2	1,002		608	305	50	2,013	
				510	492					
植物等	維管束植物	約7,000	33	8	1,690		255	32	-	2,018
				1,014	676					
				523	491					
	蘚苔類	約1,800	1	0	229		22	33	-	285
				118	111					
藻類	約5,500	5	1	110		40	37	-	193	
			89	21						
地衣類	約1,500	5	0	60		39	48	-	152	
			41	19						
菌類	約16,500	30	1	64		17	54	-	166	
			39	25						
植物等小計		74	10	2,153		373	204	-	2,814	
				1,301	852					
合計		120	12	3,155		981	509	50	4,827	
				1,811	1,344					

注1：動物の評価対象種数（亜種等を含む）は『日本産野生生物目録（環境庁編 1993, 1995, 1998）』等による。
 注2：維管束植物の評価対象種数（亜種等を含む）は植物分類学会の集計による。
 注3：蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の評価対象種数（亜種等を含む）は環境省調査による。

カテゴリーは以下のとおり。

- 絶滅 (Extinct) : 我が国では既に絶滅したと考えられる種
- 野生絶滅 (Extinct in the Wild) : 飼育・栽培下でのみ存続している種
- 絶滅危惧Ⅰ類 (Critically Endangered + Endangered) : 絶滅の危機に瀕している種
- 絶滅危惧Ⅱ類 (Vulnerable) : 絶滅の危機が増大している種
- 準絶滅危惧 (Near Threatened) : 存続基盤が脆弱な種
- 情報不足 (Data Deficient) : 評価するだけの情報が不足している種

(付属資料)

絶滅のおそれのある地域個体群 (Threatened Local Population)

: 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。(動物のみ)

資料：環境省

第2節 生物多様性国家戦略及び生物多様性条約COP10

1 第三次生物多様性国家戦略の策定

(1) 経緯

国内外の状況の変化などを受けて（図6-2-1）、平成18年度に生物多様性国家戦略の見直しに着

手し、生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会を開催して、見直しに関する論点を取りまとめました。また、その論点について広く意見の公募

図6-2-1 生物多様性国家戦略見直しの経緯



を行うとともに、全国8か所で地方説明会を開催しました。それらの結果を受け、平成19年4月、中央環境審議会に同戦略の見直しについて諮問を行い、自然環境・野生生物合同部会における審議、パブリックコメントを経た答申の提出を受けて、第三次生物多様性国家戦略を閣議決定しました。

(2) 特徴

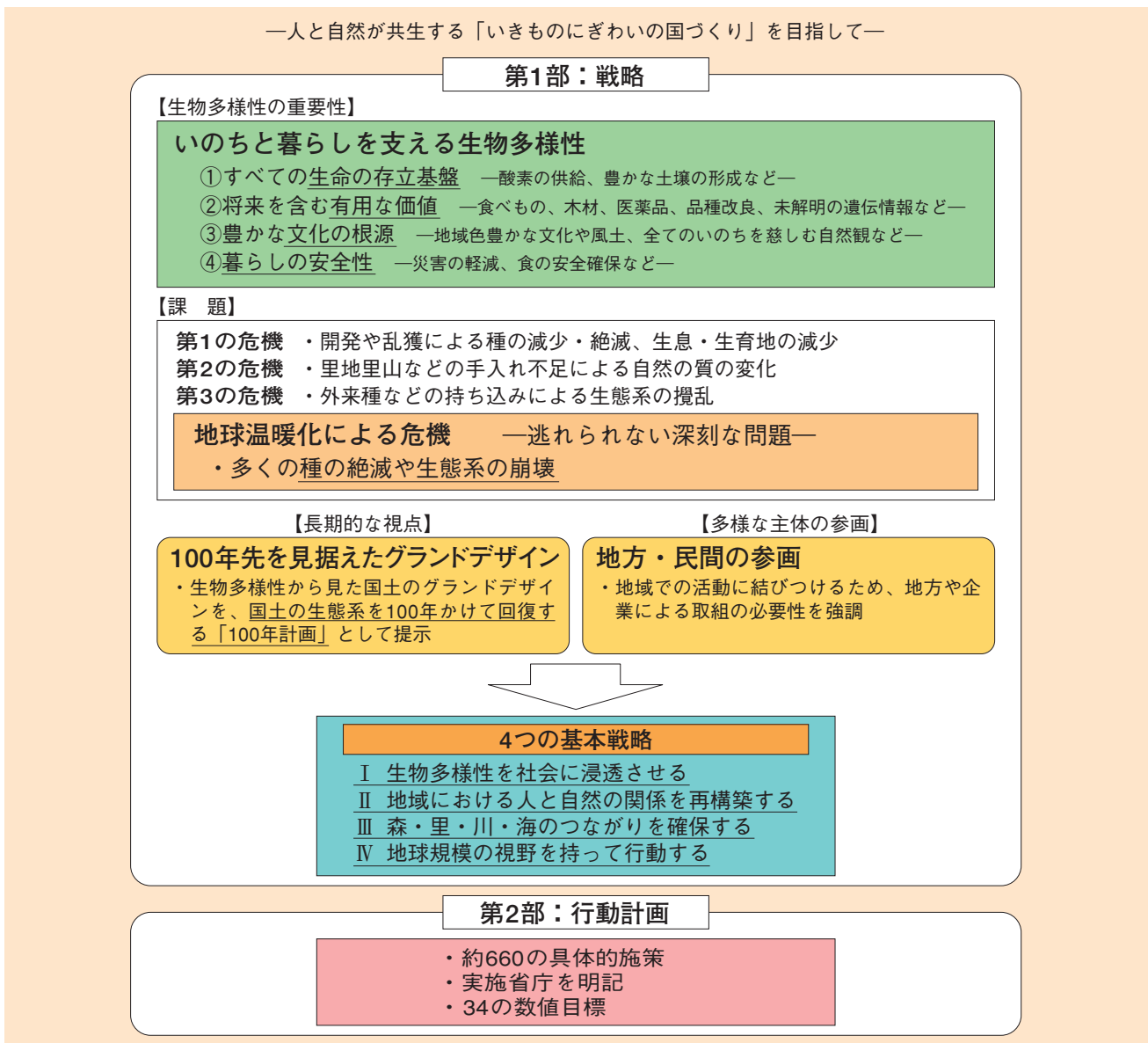
生物多様性国家戦略は、**生物多様性条約第6条**に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用について、基本的な考え方と政府の施策を取りまとめたものです。

第三次生物多様性国家戦略は、構成を大きく1部と2部に分け、第1部で生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた戦略として基本的な考え方

や方向性を示し、第2部で行動計画としてこの5年間で行うべき政府の各種施策を網羅的に整理しています。(図6-2-2)

第1部では、まず第1章で、「生物多様性の重要性」について、「いのちと暮らしを支える生物多様性」といった言葉を用いて分かり易い整理に努めました。その中で我が国での暮らしが海外の生物多様性からの恵みにも依存していることも記述しています。また、第2章では、現状認識としてこれまで示されていた生物多様性に関する3つの危機のほかに、「地球温暖化による危機」を生物多様性に逃れることのできない深刻な影響を与えるものとして示すとともに、地球温暖化と生物多様性の関係について記述しました。また、世界とつながる日本の生物多様性について説明するとと

図6-2-2 第三次生物多様性国家戦略の概要



もに、地方公共団体、企業、NGOなどの取組について事例や期待される活動を記述しています。第3章では、豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に享受できる「自然共生社会」を構築するための目標として、①保全と絶滅の回避、②持続可能な利用、③社会経済活動への組込、の3つを挙げ、2010年に向け生物多様性総合評価を行っていくことを記述しました。また、「100年計画」といった考え方のもと、エコロジカルな国土管理の長期的な目標像を「生物多様性から見た国土のランドデザイン」として示しています。さらに、第4章では、施策を展開する上で共通の基本的視点として、「科学的認識と予防的順応的態度」など5つを示すとともに、今後5年間程度の間重点的に取り組むべき施策の大きな方向性を基本戦略として、①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを

確保する、④地球規模の視野を持って行動する、の4つに整理しました。

第2部では、戦略を実現していくための具体的な行動計画として各種の施策を体系的に記述しています。個別の施策については実施主体を明記し、可能な範囲で数値目標を盛り込むことにより、国家戦略の実施への道筋を明らかにすることに努めました。全体で約660の具体的な施策が挙げられており、その中の34については数値目標も記載しています。

生物多様性については、地球温暖化による影響が顕在していることや、私たちの暮らしが自然資源に大きく依存していることなどから、国際的にも関心が高まってきています。我が国としても、第三次戦略を受けた政府の施策を着実に進めるとともに、様々な主体による積極的な取組を促していくことが必要です。

2 生物多様性条約COP10に向けた取組

生物多様性条約の第10回締約国会議（COP10）及び同条約カルタヘナ議定書第5回締約国会議を我が国で開催すべく立候補しており、候補地であ

る愛知県名古屋市や関係省庁と連携しながら準備を進めました。

3 自然環境調査

(1) 自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）

平成17年度に開始した第7回基礎調査を引き続き実施し、植生調査、種の多様性調査、生態系多様性調査（浅海域生態系調査）等に取り組みました。

植生調査では、植生図を最新かつ詳細なものとするため、第6回基礎調査（平成11年度）から、植生原図の作成に従来の縮尺5万分の1地形図に代えて縮尺2万5千分の1地形図を用いることとし、平成19年度末時点で全国の約39%の作成作業が終了しました。浅海域生態系調査では、平成

14～18年にかけて全国の干潟197か所を対象に底生生物相の調査を実施し、平成19年10月にその調査結果を取りまとめ、公表しました。

(2) モニタリングサイト1000

全国の自然環境の変化を把握するため、平成15年度から開始したモニタリングサイト1000において、平成19年度も引き続き、森林、里地里山、陸水域（湖沼、湿原）、沿岸域（干潟、藻場、サンゴ礁等）などの様々な生態系のタイプごとに調査項目を設定し、調査を実施しました。

第3節 生物多様性を社会に浸透させる取組

1 国際生物多様性の日

毎年5月22日は国際生物多様性の日であり、平成19年度は「生物多様性と気候変動」をテーマとして国連大学、愛知県及び名古屋市と共催で記念行事を実施しました。また、第三次生物多様性

国家戦略の検討過程で様々な主体との意見交換や国民からの意見募集を行い、策定後はホームページやパンフレットを通じた広報を行いました。

第4節 地域における人と自然の関係を再構築する取組

1 里地里山の保全

里地里山は、二次林や水田等の農耕地、ため池、草地等を構成要素としており、人為による適度なく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。希少種が集中して分布している地域の5割以上が里地里山に含まれます。

全国各地の里地里山の保全・再生活動を促進するため、国、地方公共団体、専門家、地域住民、NPO等が連携して、保全再生のための体制づくりを行い、地域戦略の策定、保全管理の実践等を行っていく「里地里山保全・再生モデル事業」を実施し、平成19年度までに、全4地域で地域戦略を策定するとともに、全体的な成果の取りまとめをしました。また、都市住民等が容易にボラン

ティア活動に参加できるように、活動場所のあっせんを行うとともに、保全活動を適切な方向に促進するため専門家の紹介等を行いました。

また、棚田や里山といった地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた文化的景観の保存・活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発事業を補助する文化的景観保護推進事業を実施しました。

さらに、地域の創意と工夫をより生かした「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進しました。また、上下流連携いきいき流域プロジェクトにより、里山林等における森林保全活動や多様な利用活動への支援を実施しました。

2 鳥獣の保護管理の推進

(1) 鳥獣保護事業及び鳥獣に関する調査研究等の推進

長期的ビジョンに立った鳥獣の科学的・計画的な保護管理を促し、鳥獣保護行政の全般的ガイドラインとしてより詳細かつ具体的な内容を記した、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進しました。

また、渡り鳥の生息状況等に関する調査として、鳥類観測ステーションにおける鳥類標識調査、ガ

ンカモ類の生息調査、シギ・チドリ類の定点調査等を実施しました。

また、野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間行事の一環として愛知県において第61回「全国野鳥保護のつどい」を開催したほか、野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護実績発表大会」等を開催しました。

(2) 適正な狩猟と鳥獣管理

狩猟でのとらばさみの使用を禁止し、くくりわなの構造の規制の強化を行いました。

また、カワウ、ニホンジカ、ウズラについては、

これらの種の生息状況等を踏まえ、カワウを狩猟鳥獣に指定するとともに、ニホンジカの雌の捕獲等の禁止措置を解除し、ウズラの狩猟による捕獲等の5年間の禁止措置等を講じました。

狩猟者人口は、約53万人（昭和45年度）から約19万人（平成17年度）まで減少し、高齢化も進んでいるため、被害防止のための捕獲に当たる従事者の確保が困難な地域も見られます（表6-4-1）。適切な狩猟が鳥獣の個体数管理に果たす効果等にかんがみ、都道府県及び関係狩猟者団体に対し、事故及び違法行為の防止を徹底し、適正な狩猟を推進するための助言を行いました。

さらに、適正な技術を有する鳥獣管理の中核的な担い手を育成し、将来にわたる鳥獣管理体制の構築を図るための「鳥獣保護管理に係る人材育成事業」の実施や、都道府県の特定鳥獣保護管理計画に基づく保護管理実施状況を調査・分析したほか、特定鳥獣保護管理計画の目的推進のため、モニタリング手法等に関する調査を実施しました。

(3) 鳥獣保護管理制度の見直し

シカやイノシシなどの鳥獣による農林業や自然植生等への被害が深刻な状況であり、一方で、鳥獣の生息環境の悪化、輸入した鳥獣の適切な管理が必要とされているなどの背景を踏まえ、**鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律**（平成14年法律第88号。以下「**鳥獣保護法**」という。）の一部改正法が平成18年6月に公布されました。

平成18年度に作成した鳥獣保護事業計画のための基本指針における鳥獣保護管理を適切に進めるための人材育成の記述等を踏まえ、鳥獣保護管理を適切に進めるための人材の確保に関する事業等の取組を進めました。

(4) 鳥獣被害対策

農林水産業被害の著しい地域において、特定鳥獣保護管理計画等による適切な鳥獣の保護管理を推進しました。関東地域におけるカワウの保護管理については、関係機関等による協議会が作成した広域保護管理指針に基づく事業を実施し、中部・近畿地域においても協議会を開催し地域の生息状況に関する情報の共有を行いました。

野生獣類の効果的な追い上げ技術の開発等の試験研究、防護柵等の被害防止施設の設置、効果的な被害防止システムの整備、被害防止マニュアルの作成等の対策を推進するとともに、鳥獣との共存にも配慮した多様な森林の整備等を実施しました。

また、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることを背景として、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することにより、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律が成立し、平成20年2月から施行されました。

また、近年、トドによる漁業被害が増大しており、トドの資源に悪影響を及ぼすことなく、被害を防ぐための対策として、被害を受ける定置網の強度強化を促進しました。

(5) 鳥獣の生息環境の整備

鳥獣の生息環境が悪化した鳥獣保護区の生息地の保護及び整備を図るための鳥獣の繁殖施設その他の事業に取り組むため、改正鳥獣保護法において、保全事業が制度化されたことを踏まえ、浜頓別クッチャロ湖（北海道）、宮島沼（北海道）、片

表6-4-1 狩猟免状の交付及び狩猟による鳥獣の捕獲数

年 度	免状の交付（件数）				鳥獣の捕獲数（千羽（頭））		
	網・わな（甲種）	第一種（乙種）	第二種（丙種）	合 計	鳥 類	獣 数	合 計
平成6	19,847	208,745	15,217	243,809	2,946	289	3,235
7	21,296	208,597	16,148	246,041	2,333	286	2,619
8	22,924	208,635	16,217	247,776	2,846	278	3,124
9	23,751	187,456	16,009	227,216	2,028	252	2,280
10	25,632	188,836	16,204	230,672	2,486	308	2,794
11	28,379	189,273	16,029	233,681	1,849	298	2,147
12	31,271	(旧乙) 31,068 (新乙) 139,396	8,499	210,234	1,807	289	2,096
13	34,681	(旧乙) 19,860 (新乙) 149,661	6,869	211,071	1,680	307	1,987
14	38,117	(旧乙) 3,564 (新乙) 165,721	4,729	212,131	1,692	323	2,015
15	41,151	151,994	3,773	196,918	1,208	308	1,516
16	43,531	150,695	3,459	197,685	1,271	344	1,615
17	47,180	161,672	3,281	212,133	865	315	1,180

資料：環境省

野鳴池（石川県）、漫湖（沖縄県）において保全事業に着手しました。

(6) 国指定鳥獣保護区における渡り鳥の保護対策

渡り鳥の保護対策として、出水平野に集中的に飛来するナベヅル、マナヅルの生息環境を改善し越冬地の分散を図るため、遊休地の確保等の事業を実施しました。

また、我が国有数の渡り鳥の渡来地の一つである谷津干潟において、生息環境の調査等の事業を実施しました。

(7) 高病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザと渡り鳥等の野鳥との関係については、平成16年度から実施の野鳥のウイルス保有状況調査で、西日本22府県の調査を強化しました。また、平成17年度から実施の人工衛星を使った渡り鳥の飛来経路に関する調査を継続するとともに、国指定鳥獣保護区への渡り鳥の飛来状況の情報提供をホームページ等を通じて行いました。

また、関連情報を提供するため、高病原性鳥インフルエンザの発生後から平成19年の春の渡り鳥の季節の終了まで、また、同19年秋から20年の春の季節にかけて国指定鳥獣保護区において飛来状況を調査しました。

3 野生動植物の捕獲・譲渡等の規制、生息・生育環境の整備等

(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく取組

平成20年3月末現在、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、日本に生息・生育する絶滅のおそれがある種のうち、哺乳類4種、鳥類39種、爬虫類1種、両生類1種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類5種、植物19種の計73種を国内希少野生動植物種に指定しています。同法に基づき、平成20年3月現在、全国で9か所の生息地等保護区を指定しており、各保護区において、保護区内の国内希少野生動植物の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）及び二国間の渡り鳥等保護条約等に基づき、国際的に協力して保存を図るべき677種類を国際希少野生動植物種として指定しています。

国内希少野生動植物のうち、アホウドリ、トキ、

ツシマヤマネコ等38種について保護増殖事業計画を策定しており、個体の繁殖や生息地の整備等の事業を行っています。また、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターが、20年3月末現在8か所に設置されています。主な事業、調査等は表6-4-2のとおりです。

(2) 猛禽類保護への対応

絶滅のおそれがある猛禽類のうち、イヌワシ、クマタカ及びオオタカについて、繁殖状況のモニタリング、行動圏内における利用環境の分析等を実施しました。

(3) 海棲動物の保護と管理

沖縄本島周辺海域に生息するジュゴンについては、地域住民への普及啓発を進めるとともに、全般的な保護方策を検討するため、地元関係者等との情報交換等を実施しました。

表6-4-2 主な保護増殖事業等の概要

対象種	事業の概要
イリオモテヤマネコ	概ね10年ごとに行っている生息状況等総合調査（第4次）を実施。併せて傷病個体のリハビリ飼育や交通事故対策等を実施。
ツシマヤマネコ	モニタリング調査や生息環境の改善等を実施。また、危険分散及び野性復帰を目的とした分散飼育を福岡市動物園等で実施。
トキ	新潟県佐渡島での野生復帰を平成20年より開始することを目標として取組を実施。平成20年2月末現在、佐渡トキ保護センター等の飼育個体数は95羽。
コウノトリ	兵庫県豊岡市において、野生復帰に向けた取組として、平成20年3月末に試験放鳥を実施。現在飼育個体数98羽、18羽が野外に放たれている。引き続き、野外での生息拠点の整備、追跡調査等を実施。
アホウドリ	小笠原群島に新たな繁殖地を形成するために、鳥島から聳島にヒナを移送し、人工飼育を実施。
タンチョウ	冬季の給餌及び生息状況の把握のための調査、モニタリング等を実施。
シマフクロウ	巣箱の設置及び給餌事業を実施。また、野外におけるつがい形成促進のためのリハビリ飼育や放鳥を実施。
イヌワシ	個体群の維持が特に困難な地区における繁殖率の高い地域からのヒナの移入に関し検討等を実施。
北海道の希少海鳥 (エトピリカ・ウミガラス)	生息状況の把握と繁殖地に個体群を誘致するための事業等を実施。併せて、海鳥観察会等、地域への普及啓発の取組みを実施。
ミヤコタナゴ	生息環境の維持及び改善のための事業、生息状況の調査や地域への普及啓発の取組み等を実施。
イタセンパラ	生息環境の維持及び改善のための事業、生息状況の調査等を実施
スイゲンゼニタナゴ	生息状況のモニタリング、密漁防止のためのパトロール等を実施。
奄美の希少動物 (オオトラツグミ・アマミヤマシギ・アマミノクロウサギ)	生息状況のモニタリング、生息個体数推定のための調査や外来生物の防除等を実施。
やんばるの希少生物 (ノグチゲラ・ヤンバルテナガコガネ・ヤンバルクイナ)	ノグチゲラについて、生息状況のモニタリング、生態・行動圏調査を実施。ヤンバルテナガコガネの保護のための巡視等を関係機関と実施。ヤンバルクイナについては外来生物の防除及び交通事故対策等を実施するとともに、飼育下繁殖の取組みを開始。
チョウセンキバナアツモリソウ	生育状況・生育環境のモニタリング、盗掘対策事業等を実施。
小笠原の希少植物	野生個体の保護、人工繁殖の技術開発と自生地への再導入等を実施。

資料：環境省、文化庁

4 外来種等への対応

(1) 外来種対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき、13種類の特定外来生物を新たに指定しました（表6-4-3）。また、奄美大島や沖縄本島北部（やんばる地域）の希少動物を捕食するマングースの防除事業のほか、アライグマ、カミツキガメ、アルゼンチンアリ、オオクチバス等についての防除モデル事業等、具体的な対策を進めています。

また、外来種の適正な飼育に係る呼び掛け、ホームページ等での普及啓発を実施しました。

(2) 遺伝子組換え生物への対応

カルタヘナ議定書を締結するための国内制度として定められた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、平成20年3月末現在、127件の遺伝子

表6-4-3 特定外来生物一覧

○ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）第2条第1項に基づき、下記の生物が特定外来生物として指定されている。（平成20年1月1日現在）

分類群	種名
哺乳類 (20種類)	フクロギツネ、ハリネズミ属全種、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、タイリクモモンガ、トウブハイイロリス、キタリス、マスカラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、ジャワマンゲース、シカ亜科全種（アキシシジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ）、キョン
鳥類 (4種類)	ガビチョウ、カオグログビチョウ、カオジログビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類 (13種類)	カミツキガメ、アノリス・アングスティケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ
両生類 (11種類)	ブレーズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類 (13種類)	チャネルキャットフィッシュ、ノーザンバイク、マスキーバイク、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ホワイトバス、ストライプトバス、ヨーロピアンパーチ、バイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
昆虫類 (8種類)	テナガゴガネ属全種、クモテナガゴガネ属全種、ヒメテナガゴガネ属全種、セイヨウオオマルハナバチ、アルゼンチンアリ、アカミアリ、ヒアリ、コカミアリ
無脊椎動物 (15種類)	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ属のうち3種、ゴケグモ属のうち4種（ハイロゴケグモ、セアカゴケグモ、クロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ）、ザリガニ類2属全種と2種（アスタクス属全種、ウチダザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属全種）、モクスガニ属全種、カワヒバリガイ属全種、クワッガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウスムシ
植物 (12種類)	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、アヅラ・クリスタタ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオフサモ、スバルティナ・アングリカ、オオカワヂシャ

※全て在来の種・亜種を除く

資料：環境省

組換え生物の環境中での使用について承認されています。また、日本版バイオセーフティクリアリングハウス (<http://www.bch.biodic.go.jp/>) を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生

物に関する情報提供を行ったほか、主要な輸入港周辺等において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査などを行いました。

第5節 森・里・川・海のつながりを確保する取組

1 生態系ネットワークの形成と自然再生の推進

(1) 生態系ネットワークの形成

平成19年度策定の「第三次生物多様性国家戦略」及び「国土形成計画（全国計画）」においても、生態系のネットワーク形成を通じた自然の保全・再生を図ることの重要性が位置づけられ、国有林においては、「緑の回廊」の設定を進めており、平成19年4月現在、24か所約509千haが設定されています。

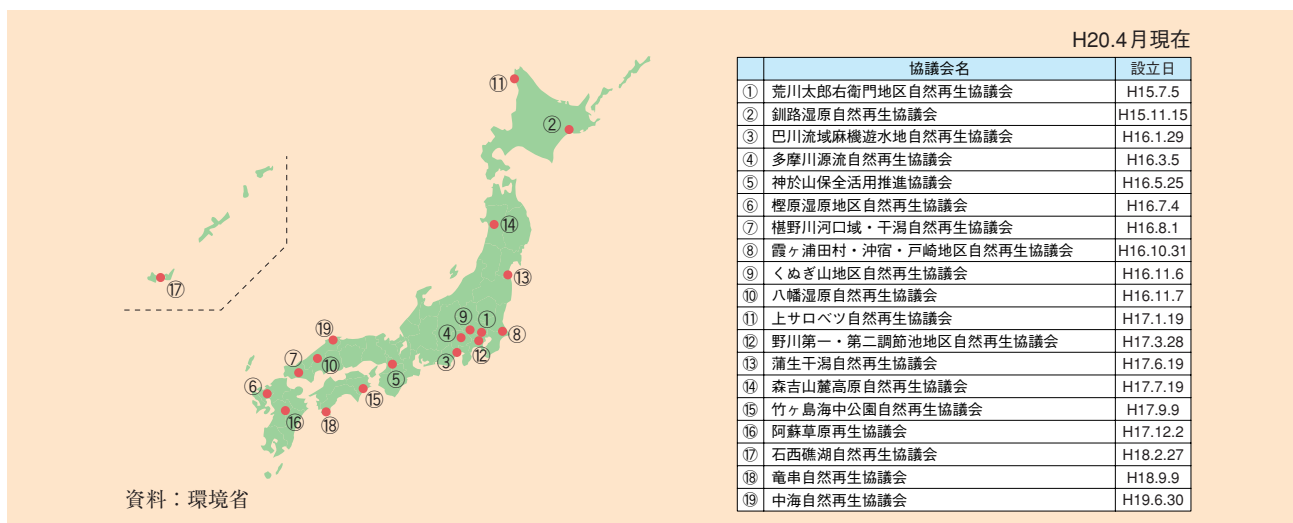
(2) 自然再生の推進

平成20年1月末現在、自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生協議会が全国19か所設置されています（図6-5-1）。この中

で、同月までに16か所で自然再生全体構想が作成され、うち8か所で自然再生事業実施計画が作成されました。19年度中に同法に基づく自然再生専門家会議を1回開催し、14の事業実施計画を議論しました。

また、平成14年度から本格実施した自然再生事業について、19年度は直轄事業を7地区、自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業を12地区、計19地区で実施しました。このうち14地区で整備事業段階にあり、5地区で整備事業に向けた調査計画を実施するとともに、自然再生を通じた自然環境学習の取組を行いました。

図6-5-1 自然再生協議会（設置箇所）の全国位置図



2 重要地域の保全

(1) 自然環境保全地域

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づき、原生自然環境保全地域として5地域5,631ha、自然環境保全地域として10地域21,593haを指定しています。これらについて適切な保全管理を行うとともに、白神山地自然環境保全地域において新たなモニタリング技術の研究開発を行いました。また、都道府県が条例に基づき指定する都道府県自然環境保全地域は536地域76,451haとなりました。

(2) 自然公園

ア 自然公園の指定、公園区域及び公園計画の見直し

自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園は、国土の14.3%を占めています。

平成19年8月には、丹後半島の海岸部、半島中央の世屋高原及び半島南部の大江山連峰から成る19,023haの地域を、丹後天橋立大江山国定公園として指定しました。また、同月、日光国立公園の尾瀬地域と会津駒ヶ岳及び田代山・帝釈山周辺地域を併せた37,200haの地域を、尾瀬国立公園として指定しました。国定公園では17年ぶり、国立公園では20年ぶりとなる新規指定であり、これで我が国の国立公園の数は29、国定公園の数は56となりました。また、国立・国定公園の適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻

く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っており、平成19年度は国立公園4公園、国定公園4公園において行いました。これらの見直しでは、西表国立公園における石垣島地域の公園区域への編入とそれに伴う西表石垣国立公園への名称変更、日光国立公園那須甲子・塩原地域の公園区域等の変更、下北半島国定公園における全般的な見直し等を行いました（図6-5-2）。

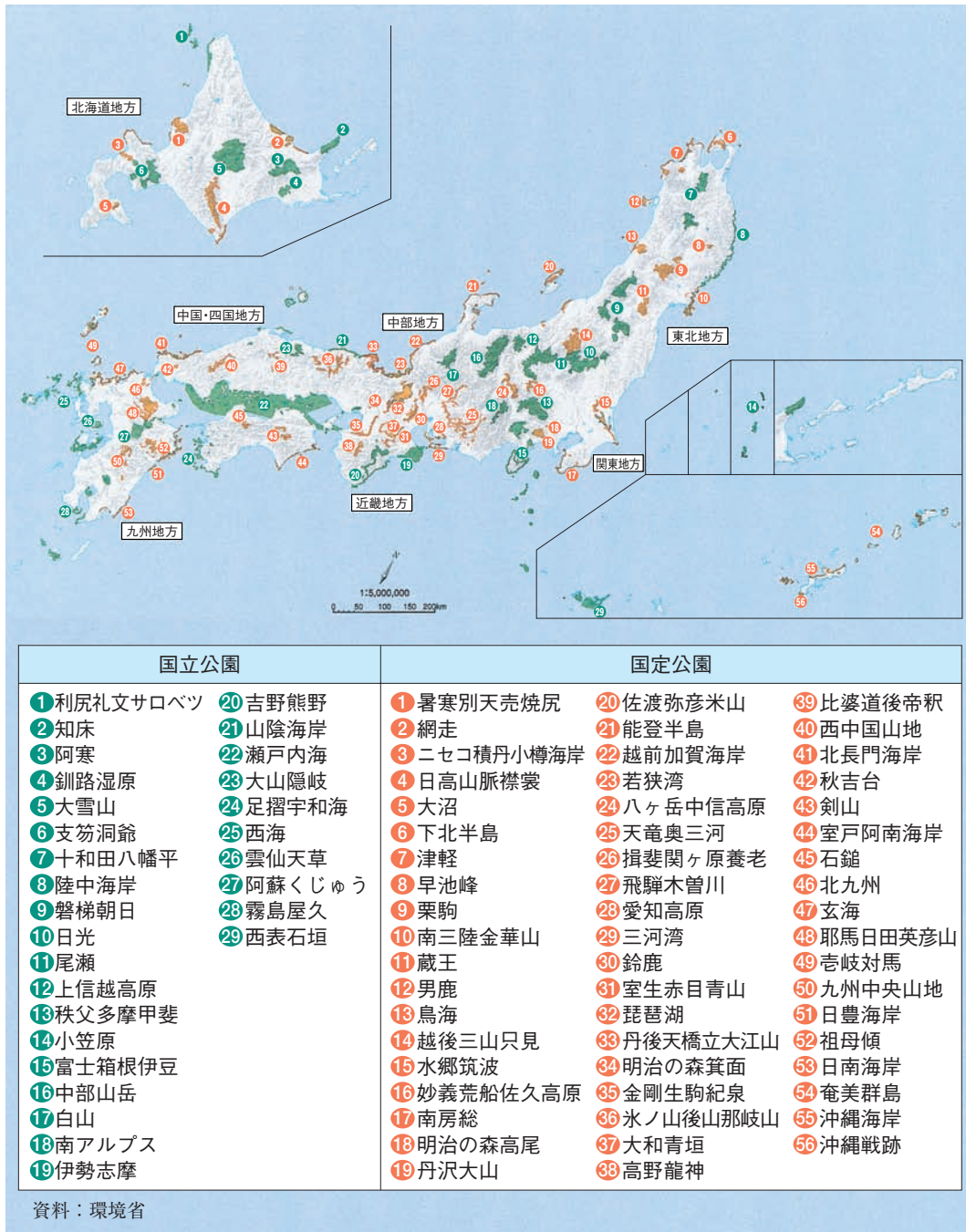
イ 自然公園の管理の充実

平成19年9月より、吉野熊野国立公園の西大台地区において、全国で初めてとなる利用調整地区の運用を開始し、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を始めました。

また、平成20年3月末現在、自然公園法に基づく公園管理団体は、国立公園で4団体と国定公園で2団体が指定されています。知床では、平成19年11月に指定された団体により、森林の再生、登山道等の補修、調査研究などが、浅間山麓では平成20年3月に指定された団体により、自然環境の調査研究や、自然情報の提供、利用の助言などが行われています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、国立公園内の海岸漂着ゴミ等の清掃、外来生物の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修、サンゴ礁保護のためのオニヒトデ等の駆除等の作業を国立公園等民間活用特定自然

図6-5-2 国立公園及び国定公園配置図



環境保全活動（グリーンワーカー）事業により行いました。さらに、アクティブ・レンジャーを全国に配置し、現場管理の充実に努めました。

ウ 自然公園における環境保全対策

自然公園事業等により太陽光パネルなど自然エネルギーを利用した地球環境にやさしい施設の整備を行いました。また、国立・国定公園内の植生、動物、自然景観の保護、復元等を目的とした保護施設の整備を図るため、植生復元施設、自然再生施設等の整備を行いました。

自然公園の利用者がもたらすごみは、美観や悪

臭の問題だけでなく生態系にも悪影響を及ぼすことがあるため、8月第1日曜日の「自然公園クリーンデー」に全国の自然公園で一斉に美化清掃活動を行うなど、関係地方公共団体等と協力し清掃活動を行いました。

自動車乗入れの増大により、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等が生じているため、国立公園内における自動車利用適正化要綱に基づき、中部山岳国立公園の上高地等で家用車に代わるバス運行等の対策を地域関係機関との協力の下、実施しました。自動車利用適正化対策は、

平成19年3月末現在16国立公園の25地区で実施されています。

国立公園等の山岳地域における環境浄化及び安全対策を図るため、山小屋事業者等がし尿・廃水処理施設等の整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、平成19年度は主に北アルプス等の山小屋のし尿処理施設の整備を実施しました。

国立公園のうち自然保護上特に重要な地域では、厳正な保護を図るため民有地の買上げを行いました。

(3) 鳥獣保護区、生息地等保護区

鳥獣保護法に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要がある区域を国指定鳥獣保護区に指定しており、平成20年3月末現在、全国で指定されてい

る国指定鳥獣保護区は66か所、547,840ha、同特別保護地区は53か所、145,453haとなっています。

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しており、平成20年3月末現在、全国で指定されている生息地等保護区は9か所、885.48ha、管理地区は9か所、385.37haとなっています。

(4) 名勝（自然的なもの）、天然記念物

文化財保護法に基づき、日本の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動植物、地質鉱物等で学術上価値の高いものを天然記念物に指定しており、平成20年3月末現在、名勝（自然的なもの）は147件（うち特別名勝12件）、天然記念物は982件（うち特別天然記念物75件）を指定しています（表6-5-1）。

表6-5-1 数値で見る重要地域の状況

保護地域名等	地種区分等	年月	箇所数等
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域の箇所数及び面積	H20.3	5地域 (5,631ha)
	自然環境保全地域の箇所数及び面積		10地域 (21,593ha)
国立公園	箇所数、面積	H20.3	29公園 (2,087千ha)
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		58.8% (1,226千ha)
	特別保護地区の割合、面積		13.2% (276千ha)
	海中公園地区の地区数、面積		38地区 (2,359ha)
国定公園	箇所数、指定面積	H20.3	56公園 (1,361千ha)
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		88.2% (1,201千ha)
	特別保護地区の割合、面積		4.9% (67千ha)
	海中公園地区の地区数、面積		31地区 (1,385ha)
国指定鳥獣保護区	箇所数、指定面積	H20.3	66か所 (548千ha)
	特別保護地区の箇所数、面積		53か所 (145千ha)
保安林	面積（実面積）	H19.3	11,763千ha
保護林	箇所数、面積	H19.4	833箇所 (78万ha)
文化財	名勝（自然的なもの）の指定数（特別名勝）	H20.3	147 (12)
	天然記念物の指定数（特別天然記念物）		982 (75)
	重要文化的景観		7箇所

資料：環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省

さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して、特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業など13件について再生事業を実施しました。

(5) 保護林、保安林

国有林においては、自然環境の原生の状態の維持、貴重な野生動植物の生息・生育地の保護、その他の自然環境の保全に配慮した管理を行う必要がある国有林の区域を保護林に設定し、保護林モニタリング調査等の適切な保護管理を行いました。平成19年4月現在で833か所、約78万haの保護林が設定されています。

(6) 景観の保全

景観の保全に関しては、**自然公園法**によって優れた自然の風景地を保護しているほか、**景観法**（平成16年法律第110号）に基づき、平成20年4月1日現在、青森県、秦野市（神奈川県）など、

104景観行政団体で景観計画が定められています。また、文化財保護法により、20年3月末までに、人と自然との関わりの中でつくり出されてきた重要文化的景観を7地域選定しています。

また、良好な河川、海岸、砂防等の景観の形成・保全の促進を図るため、「河川景観ガイドライン」、「海岸景観形成ガイドライン」及び「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」等に基づき景観に配慮した取り組みを推進しました。

(7) ナショナル・トラスト活動

国民自らが寄付を募り、自然環境や文化遺産などを取得、保全・活用するナショナル・トラスト活動をさらに促進するため、ナショナル・トラスト活動を行う特定公益増進法人に対する寄付に関して税制優遇措置を講じています。また、ナショナル・トラスト活動による企業遊休地等を活用した環境保全及び環境教育活動に向けた調査を行いました。

3 森林・農地

(1) 森林

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、多様な森林づくりを推進しました。また、持続可能な森林経営の推進、地域森林計画の樹立等に必要な基礎資料を得るため、森林資源モニタリング調査を引き続き実施しました。

また、森林の保全を図るため、特に公益的機能の発揮が必要な森林を保安林に指定し、伐採・転用等の規制を行うとともに、豪雨や地震等による山地災害の防止を図るため、周辺の生態系に配慮しつつ荒廃地等の復旧整備や機能の低い森林の整備等を行う治山事業を計画的に実施したほか、松くい虫等の病害虫や野生鳥獣による森林被害に対する各種防除措置の総合的な実施や、森林保全推進員による森林パトロールの実施、啓発活動等を推進しました。

さらに、森林を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため、森林ボランティア等広範な主体による森林づくり活動、全国植樹祭等国土緑化行事及び「みどりの日」・「みどりの月間」を中心に行う緑化運動、巨樹・巨木林や里山林等身近な森林・樹木の適切な保全・管理のための技術開発及び普及啓発活動を支援するとともに、森林での様々な体験活動を通じて、森林の持つ多面的

機能等に対する国民の理解を促進する森林環境教育や里山林の保全・利用活用など、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進しました。

国有林野については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の方針の下で、林木だけでなく動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目した多様な森林整備を行いました。

(2) 農地

生活環境の整備等を生態系の保全に配慮しながら総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進しました。農村地域の生物や生息環境の情報の調査・地理情報化を行い、生物の生息・生育地と水路等の農業用施設との生態系ネットワーク化を図る技術の開発を進めました。さらに、水田周辺地域（農業用水路等）の生態系の現状把握を行うため「田んぼの生きもの調査」を実施しました。また、農業生産活動と調和した自然環境の保全・再生活動の普及・啓発のため、「田園自然再生活動コンクール」を実施するとともに、活動上の新たな課題に対する技術的支援を実施しました。

棚田における農業生産活動により生ずる国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を持続的に発

揮していくため、棚田等の保全・利活用活動を推進したほか、農村の景観や環境を良好に整備・管理していくために、地域住民、地元企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）の推進を図るための事業を行いました。

田園自然再生関連対策として、地域住民や民間団体等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設の整備等を進めるとともに、景観保全、自然再生活動の推進・定着を図るため、地域密着で活動を行っているNPO等に対し支援を実施しました。また、農業用排水の水質保全と農業集落の生活環境の改善を図るため、農業集落排水施設の整備を推進しました。

農業の多面的機能の基礎である農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図るため、効果の高い地域ぐるみの共同活動と環境保全に向けた先進的な営農活動を一体的かつ総合的に

支援する施策を19年度より導入しました。

また、資源の循環的な利用、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減及びそれを通じた生物多様性の維持等の自然環境の保全を図る観点から、引き続き、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の育成等を推進しました。

また、家畜排せつ物法に基づき、家畜排せつ物の利活用に必要なたい肥処理施設等の整備に関する事業を推進するとともに、金融・税制上の措置を引き続き講じたほか、食品残さ等未利用資源の飼料化施設等の整備に取り組みました。都市部の農地においては、都市住民への農産物の供給や都市住民の交流の場としての活用を図るため、簡易な基盤整備や市民農園の整備等を推進しました。

4 都市緑地等

(1) 都市公園の整備等

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、「都市公園整備事業」の推進を図りました。また、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備を総合的に支援する「緑地環境整備総合支援事業」を実施しました。土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな都市環境と景観を創出するため、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして樹林帯を形成し、無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間の創出に寄与しました。

(2) 緑地保全等の推進

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。また、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区指定の推進を図りました。

(3) 国民公園及び戦没者墓苑

旧皇室苑地として広く一般に利用され親しまれている国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑では、その環境を維持するため、施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行いました。

(4) 道路緑化

CO₂の吸収により地球温暖化を防止する等環境負荷を低減するとともに、良好な景観を形成するため、全国的に植樹や道路のり面緑化等の道路緑化を実施しました。

(5) 緑化推進運動への取組

緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。運動の一層の展開と定着化を図るため、「平成18年度緑化推進運動の実施計画」に基づいた施策を実施しました。

都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動」期間（4～6月）、「都市緑化月間」（10月）を中心に、その普及啓発に係る活動を実施しました。

5 河川・湿原等

(1) 河川の保全・再生

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース (<http://www3.river.go.jp/IDC/index.html>) として公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川のあるべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めました。

地域住民やNPO、関係機関等と連携を図りながら、河川や乾燥化傾向にある湿地や干潟などの再生を進めることにより、生物の良好な生息・生育環境を復元しています。また、平成18年10月に策定した「多自然川づくり基本方針」に基づき、より一層河川環境の保全と創出に向けた取組を推進しました。さらに、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、災害復旧事業においても、河川環境の保全・復元の目的を徹底しました。

また、水系を全体的に捉え、河川とダムの連携を図りつつ、河川環境の保全を目的とする「水系環境整備事業」を実施し、ダム貯水池においても湖岸の整備や緑化対策等によってダム湖の活用や親水性の向上を図りました。

土砂災害の防止の実施に当たり、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流・里山の環境等を保全・再生するため、NPO等と連携した山腹工などにより、**里地里山**などの多様な自然共生型の砂防事業を推進しました。また、土砂災害の防止と併せて、優れた自然環境や社会的環境を持つ地域等の溪流において、「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」を活用し、自然環境との調和を図り、良好な溪流環境の再生や歴史的価値を有する砂防設備を活用した周辺環境整備など、個々の溪流の特色をいかした砂防事業を展開しました。

がけ崩れ対策においては、貴重な緑の空間である斜面環境・景観を保全しつつ安全度を向上するため、既存樹木を活用した緑の斜面工法による斜面整備及び崩壊土砂を捕捉する緩衝樹林帯整備を

推進しました。

(2) 湿地の保全・再生

湿原等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿原などは全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、既に失われてしまった湿地の再生・修復の手だてを講じる必要があります。

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する条約」(以下「ラムサール条約」という。)に基づき、国際的に重要な湿地として、平成20年3月末現在33か所の湿地が登録されています。新たな湿地の登録に向けた調整を引き続き進めるとともに、ワークショップの開催やパンフレットの作成・配布による普及啓発等により、湿地の保全と賢明な利用の推進に努めました。

平成15年に定めた社会資本整備重点計画では、既に失われた湿地の再生の取組として、回復可能な湿地や干潟について平成19年までに3割回復するなどの具体的な数値目標を定めており、これに基づき平成19年は、釧路川等33水系において湿地等の整備に取り組みました。

(3) 山地から海岸までの総合的な土砂管理の取組の推進

近年、土砂の流れの変化による河川環境の悪化や、陸域から海域への土砂供給の減少、沿岸での漂砂移動の変化等による海岸侵食等の土砂管理上の問題が顕在化しています。このため、土砂の流れに関係する問題の解決や、自然環境、景観の保全を図るため、総合的な土砂管理の取組を関係機関との連携を図りつつ実施しています。具体的には、透過型砂防えん堤の設置、ダムでの土砂バイパス、砂利採取規制、海岸でのサンドリサイクル等を実施するとともに、土砂管理技術の検討・開発を推進しています。特に釧路川では、湿原への土砂流入を抑制するため、山地から湿原までの土砂移動を捉えた計画を平成18年8月に策定し、湿原の上流に調整地や床止め等の設置を進めています。

6 沿岸・海洋域

(1) 沿岸・海洋域の保全

平成19年4月に海洋基本法（平成19年法律第33号）が制定されました。同法において、海洋政策の6つの基本理念の第1番目である「海洋の開発・利用と海洋環境保全との調和」の中に、海洋の生物多様性確保の重要性が盛り込まれています。また、平成20年3月には、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同法に基づき、海洋環境の保全を含む海洋に関する基本的な計画が策定されました。

ウミガメの産卵地となる海浜については、**自然公園法**に基づく乗入れ規制地区に指定されている地区においてオフロード車等の進入を禁止するなどにより保護を図りました。

また、基礎調査の一環として「生態系多様性調査（浅海域生態系調査）」では、全国の干潟及び藻場の調査を引き続き実施しました。さらに、有明海・八代海における海域環境調査、東京湾における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した生物調査、水産資源に関する調査や海域環境情報システムの運用等を行いました。

また、2008年（平成20年）の国際サンゴ礁年に向けて、サンゴ礁保全のための地方公共団体、NPO、専門家、企業、市民などの多様な関係者からなる推進委員会を設置しました。

(2) 水産資源の保護管理の推進

水産資源の保護・管理については、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ったほか、①保護水面の管理等、②「資源回復計画」の作成・実施、③外来魚の駆除、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成等、④ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等調査、⑤ウミガメ（ヒメウミガメ、オサガメ）、鯨類（シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、スナメリ、コククジラ）及びジュゴンの原則採捕禁止等、⑥混獲防止技術等の開発等を実施しました。

(3) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港湾では、開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪としてとらえた「港湾行政のグリーン化」を図るため、水質・底質を改善する汚泥しゅんせつ、覆砂・干潟の創出及び緑地の整備などを推進しました。また、にぎわいの場となる「美しいみなど」を実現するため、横浜港等73港で緑地等を整備、堺泉港等12港で干潟等の整備を行ったほか、東京港中央防波堤内側、大阪湾堺臨海部、同尼崎臨海部における大規模緑地の創出に取り組みました。さらに、海洋環境整備船により浮遊ゴミや油の回収を行ったほか、景観に悪影響を及ぼす放置艇の解消を図るため、船舶等の放置等禁止区域の指定を促進するとともに、ポートパークの整備を推進しました。加えて、海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」「海辺の達人養成講座」等の取組を推進しました。

海洋の環境を改善するため、漁港区域内の汚泥・ヘドロの除去、藻場・干潟等の整備を行う水域環境保全対策等を全国1地区で実施したほか、藻場・干潟の整備保全事業を支援するための地方財政措置を講じました。また、磯焼け対策の適正な実施方法を内容とする磯焼け対策ガイドラインを活用した講演会や技術サポートを実施し、対策の普及・啓発に取り組みました。

海水交換機能を有する防波堤等の整備、水産動植物の生息・繁殖が可能な護岸等の整備等を総合的に行う「自然調和活用型漁港漁場づくり推進事業」を全国43地区で実施しました。

(4) 海岸における環境の整備

快適で潤いのある海岸環境の保全と創出を図るため、砂浜の保全・復元により生物の生育・生息地を確保しつつ、景観上も優れた人と海の自然のふれあいの場を整備する「海岸環境整備事業」を、全国95か所で実施しました。また、海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充しました。

第6節 地球規模の視点を持って行動する取組

平成19年6月に開催されたワシントン条約締約国会議における国際取引規制対象種の追加等を踏まえ、種の保存法に基づく国際希少野生動植物の追加等を行いました。

ラムサール条約については、引き続きアジア諸国に対し条約への加盟を促すとともに、国際的に重要な湿地の特定に向けたデータ収集への協力等、渡り鳥のルート沿いの重要な湿地の保全のため、同地域における協力体制の一層の強化を図りました。

米国、オーストラリア、ロシア、中国及び韓国との二国間の渡り鳥等保護条約等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のため、アホウドリ、ズグロカモメ等に関する共同調査を引き続き実施するとともに、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換を行いました。

日豪政府のイニシアティブにより、平成18年11月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」の活動として、アジア太平洋地域におけるツル、ガンカモ、シギ・チドリ類等の渡り性水鳥の保全を進め、鳥インフルエンザ対策に関する情報の交換を行いま

した。

国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の議長国として、平成19年4月に東京において、国際サンゴ礁年2008に向けた公開シンポジウム「サンゴ礁保全のためのパートナーシップ」及びICRI総会を開催しました。

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき、世界遺産一覧表に記載された屋久島、白神山地及び知床の世界自然遺産について、関係省庁・地方公共団体による連絡会議の開催等により適正な保全を推進しました。特に、平成17年に登録された知床については、平成19年12月に海域管理計画を策定するとともに、平成20年2月に登録後の保全状況に関する調査団を招へいするなど登録に際して世界遺産委員会から勧告のあった事項について適切に対応し、同地域の自然環境の適正な保全に向けた取組を進めました。

また、世界遺産暫定一覧表に記載された小笠原諸島においては、関係省庁・地方公共団体等が連携し、外来種対策を一層推進するなど新たな世界自然遺産の登録に向けた条件整備を行いました。

第7節 自然とのふれあいの推進

1 自然解説活動及び健全なふれあい利用の推進

「みどりの月間」（4月15日～5月14日）、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月）等を通じて、自然観察会等自然とふれあうための各種活動を実施しました。また、平成19年が自然公園法制定50周年であることを機に、昭和34年から開催してきた「自然公園大会」を、エコツーリズムをはじめ、自然とのふれあいにより重点を置いた「自然公園ふれあい全国大会」と改称し、同年11月に瀬戸内海国立公園六甲地域（兵庫県神戸市ほか）において開催しました。

国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図

りました。また、地方環境事務所等において約1,800名のパークボランティアを養成し、その活動に対する支援を全国24国立公園等40地区で実施しました。さらに、自然解説活動における指導者育成のため、ビジターセンター等の職員の研修を実施しました。

また、国立公園等において、自然保護官等の指導・協力の下、2,191名の小中学生に「子どもパークレンジャー」として、各種環境保全活動を体験してもらい、自然環境の大切さなどを学ぶ機会を提供しました。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林とのふれあいを楽しみながら理

解を深める森林ふれあい推進事業等を実施しました。また、学校等による体験学習の場として利用できる「遊々の森」や国民が中心となった森林整備等の活動の場として「ふれあいの森」の設定を推進しました。

また、教育関係機関と連携して森林体験活動を促進する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を実施しました。

河川など水辺における子どもたちの自然体験活

動を推進するため、「子どもの水辺」再発見プロジェクトにより活動を支援するとともに、指導者の育成支援や情報発信を行いました。また、安全に水辺を利用してもらうため、「急な増水による水難事故防止アクションプラン」を策定しました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。

2 利用のための施設の整備

国立・国定公園等の保護と適切な利用を図るため、木材等の自然素材を活用し、周辺の自然環境の保全や、バリアフリー化にも配慮した施設の整備を推進しました。

(1) 国立公園の整備

国立公園の保護及び利用上重要な公園事業は国の直轄事業として実施することとしており、全国29の国立公園において、国立公園の主要な入口における情報提供施設、山岳地域の適正な利用を推進するための登山道、利用拠点における良好な景観形成、その他利用の基幹となる施設の整備を進めました。

(2) 国定公園等の整備

39都道府県において策定されている自然環境整備計画に位置付けられた国定公園の整備、国指定鳥獣保護区における自然再生事業及び長距離自然歩道の整備について、自然環境整備交付金を交付しました。

(3) 長距離自然歩道の整備

自然公園や文化財を有機的に結ぶ長距離自然歩道について、引き続き、北海道、東北、首都圏、東海、近畿、中部北陸、中国、四国、九州の各長距離自然歩道を四季を通じて安全で快適に利用できるよう配慮しつつ整備を進めました。長距離自然歩道の計画総延長は約26,000kmに及んでおり、平成18年には、5,956万人が長距離自然歩道を利用しました。

(4) 森林の多様な利用の推進

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全

機能等の高度発揮を図る共生保安林整備事業を実施するとともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備を行う森林空間総合整備事業等に対し助成しました。

また、森林環境教育、林業体験学習の場となる森林・施設の整備、学校林の整備・活用を行うモデル学校林の設定等を推進しました。

さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の普及を図りました。

国有林野については、自然休養林等のレクリエーションの森において、民間活力をいかしつつ利用者のニーズに対応した森林及び施設の整備等を行うとともに、利用者にレクリエーションの森の整備等への協力を求める「森林環境整備事業」を推進しました。また、スポーツ施設、保健休養施設等の総合的な整備により、人と森とのふれあいの場を創造し、合わせて地域の振興等に資するヒューマン・グリーン・プランを推進するとともに、家族等が気楽に自然とふれあえる場を提供する「森林ふれあい基地づくり整備モデル事業」を推進しました。

(5) 独立行政法人国立青少年教育振興機構

(独) 国立青少年教育振興機構の施設整備及び立地条件や各施設の特徴をいかした自然体験活動等の事業の充実を図りました。

(6) 海岸等のふれあい施設の整備

生物の生息・繁殖場所となる砂浜、干潟などの保全や創出を行う「エコ・コースト事業」を22か所で実施しました。

(7) 河川等のふれあい施設の整備

河川の高水敷やダム周辺等を公園、緑地、運動場等に利用するための整備を「水系環境整備事業」

等により行いました。水辺プラザや水辺の楽校等の整備により、水辺での活動を促進し、親水レクリエーションの促進を図りました。

3 エコツーリズムの推進

エコツーリズムの一層の普及・定着を図るため、これまでの事業に新たな施策を加えた①普及啓発事業、②ノウハウの確立、③人材育成、④地域の取組支援等を総合的に実施しました。

①では、JATA世界旅行博2007でのフォーラム開催や、外国人受け入れ体制整備の一環としてエコツアー等の情報を提供する「エコツアー総覧」の英語版製作、第3回エコツーリズム大賞（大賞1団体、優秀賞3団体、特別賞6団体）の環境大臣表彰を、②では、エコツーリズム事業者等を対象とした全国セミナーやモデル事業（平成16～18年度）の成果と課題を反映させた推進マニユ

アルの改訂を、③では、自然学校のインストラクターやエコツアーガイドの育成を、④では、世界自然遺産地域や国立公園等でのエコツーリズムの推進や仕組みづくりを実施し、エコツーリズムの考え方に基づいた自然や歴史・文化資源の保全と活用の全国的な普及・定着に向けた展開を図りました。

さらに、エコツーリズム推進法（平成19年6月27日法律第105号）に定める政府の基本方針の検討会を開催し、基本方針策定に向けた作業を進めました。

4 都市と農山漁村の交流

都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、地域資源を活用した交流拠点の整備等を総合的に推進し、グリーン・ツーリズムの普及を進め、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあい等を通じて自然環境に対する理解の増進を図りました。

山村においては、都市と山村が連携して取り組む交流活動等を含めた山村の活性化を支援する事業を実施しました。

漁港、漁村においては、親水機能を有する護岸

やキャンプ場等の整備を行う「漁港交流広場整備事業」を全国10地区で、植栽や親水施設等の整備を行う「漁港環境整備事業」を全国38地区で実施しました。また、漁業関係者と遊漁船業者等との協議会、海洋利用に関するルール・マナーの啓発、遊漁船業、ダイビング案内、釣り場等の管理運営等を行い、良好な自然環境の保全を図りながら、都市住民との交流を促進しました。

5 温泉の保護及び安全・適正利用

(1) 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく平成18年度の許可件数は、温泉掘削534件、増掘37件、動力装置427件、浴用又は飲用3,683件であった。

国民の温泉に対する関心とニーズが増加・多様化する中、温泉利用事業者に対し温泉成分の定期的な分析と分析結果の掲示の義務付けなどを内容とする温泉法の一部を改正する法律が平成19年4月に成立・公布（平成19年法律第31号）、10月20日に施行されました。

また、平成19年6月に東京都渋谷区において発

生した温泉汲み上げ施設での爆発事故の教訓を踏まえ、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉の採取に係る許可制度の創設などを内容とする温泉法の一部を改正する法律が同年11月に成立・公布（平成19年法律第121号）されました。

(2) 国民保養温泉地

国民保養温泉地は、温泉の公共的利用増進のため、温泉法に基づき指定された地域であり、平成20年3月末現在、91か所が指定されています。

第8節 飼養動物の愛護・管理

平成18年6月に改正法が施行された**動物の愛護及び管理に関する法律**（昭和48年法律第105号）の適切かつ着実な運用を図るため、各種基準等の改定を行うとともに、平成18年10月に策定された動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき、総合的に各種施策を推進しました。

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、動物の虐待の防止や適正な取扱いなどに関して正しい知識と理解を持つことが重要となります。このため、動物愛護週間（9月20日～26日）に、関係行政機関、団体との協力の下、「動物愛護管理功労者表彰」、「動物愛護ふれあいフェスティバル」等の催しを実施しました。また、動物愛護週間に関するポスターのデザインコンクールを実施したほか、国際会議等で国内外に向けて我が国の取組の周知を行いました。

基本指針等を踏まえ、飼養放棄等によって都道府県等に引取りや収容された動物の譲渡及び返還を促進するため、適正譲渡講習会の実施やDVD教材の作成等を実施したほか、再飼養支援データ

ベース・ネットワークシステムの一層の充実を図りました。

また、都道府県等に収容される犬ねこについては、狂犬病予防法に基づき抑留されたものを含め、動物愛護の観点から適正に取り扱うとともに、関係機関・団体の協力も得つつ、できるだけ生存の機会を与えるよう努めることを改めて周知徹底しました。マイクロチップ等による個別識別措置の推進については、獣医師等を対象にした技術講習会を実施し、個別識別データに関するデータベースを整備するとともに、個体識別措置についてのポスターやパンフレットの作成・配布を行いました。

また、平成19年3月以降、アメリカで有害な原料を含むペットフードに起因する犬やねこの死亡事故が発生したこと等を受け、ペットフードの安全確保の在り方について検討する有識者による研究会を設置しました。研究会では、ペットフードの安全確保のため法規制を導入すべきとの意見を柱とする中間取りまとめがなされ、これを受け、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案を第169回通常国会に提出しました。